入 札 説 明 書

福岡県が委託する議員報酬計算システム導入・運用業務に関する入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、下記６に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

１　公告日　令和７年７月１０日（木）

２　競争入札に付する事項

（１）委託業務の名称

議員報酬計算システム導入・運用等業務

（２）委託業務履行期間

契約締結の日から令和７年１２月３１日まで

（３）委託業務履行場所

福岡市博多区東公園７番７号

福岡県議会事務局　総務課

３　業務の仕様等

別紙「仕様書」のとおり

４　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第１項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和７年度福岡県競争入札資格者名簿（業種がサービス業種その他（ソフトウェア開発））に登録されている者であること

５　入札参加条件（地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の５第２項の規定に基づき定める入札参加条件をいう。以下同じ。）

令和７年７月２２日（火）現在において、次の条件を満たすこと。なお、開札時点においても同条件を満たすこと。

（１）地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること

（２）過去に、地方公共団体、国（独立行政法人等を含む）又はその他の公的機関と本件　　　入札業務又はこれに類似する業務の契約を１件以上締結し、これを誠実に履行した実績を有する者

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること

（４）過去３年の間の契約においてその契約を誠実に履行し、契約事故のない者（地方自治法施行令第１６７条の４第２項に該当しない者）

６　当該契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県議会事務局　総務課　経理係

〒８１２－８５７４　福岡市博多区東公園７番７号

電話番号　０９２－６４３－３８２４（ダイヤルイン）

７ 入札参加申込み

（１）提出書類

別紙「入札参加申込みに係る提出書類」のとおり

（２）提出場所

６の部局

（３）提出期限

令和７年７月２２日（火）　午後５時００分

※ 期限後は受領しない（書類の追加提出等を含む）。

（４）提出方法

直接持参のうえ提出すること。（ただし、福岡県の休日を定める条例（平成元年　　福岡県条例第２３号）第１条に規定する休日（以下「県の休日」という。）には受領しない。）

（５）その他

ア　入札参加の申込みをしない者は、入札に参加できない。

イ　提出書類の作成に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ　提出書類は、本県において無断で他の目的に使用しないものとする。

エ　提出書類は返却しない。

８　入札参加確認通知

入札参加の可否は令和７年７月２８日（月）までに通知する。

９　仕様等に関する質問及び回答

（１）質問書の受付

仕様等に対する質問がある場合には、次に従い、別紙「質問書」により提出すること。

　　　ア　提出方法

別紙「質問書」に必要事項を記載の上、持参又は電子メールにより提出すること。

イ　提出場所

６の部局とする。

イ　受領期間

令和７年７月１１日（金）から令和７年８月６日（水）までの県の休日を除く毎日、午前９時００分から午後５時００分まで。

（２）質問書に対する回答

質問書に対する回答書は、令和７年８月８日から開札日まで福岡県議会公式ホームページに掲載する。

「トップページ」＞「入札情報」

10　入札

（１）日時

令和７年８月２１日（木）午前１０時３０分

（２）場所

福岡県庁舎議会棟　２階　第４議会会議室

（３）入札の方法

ア 入札書（別紙様式）は、入札者又はその代理人が直接持参のうえ提出するものとし、郵便、電話、電報、ファクシミリその他の方法による入札は認めない。

イ 代理人が入札に参加するときは、委任状（別紙様式）を提出し、入札書には会社名及び代表者名と代理人の氏名を併記すること。なお、委任状に押印する場合は入札書にも押印が必要となる。

（４）入札書に記載する金額

　落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１０パーセント  
に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、小数点第２位未満を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

（５）その他

ア　入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について二重線で訂正すること。（入札書に押印がある場合は、当該訂正部分に押印が必要。）

イ　入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

ウ　入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又は取りやめることができる。

11　 開札

（１）開札は、入札終了後直ちに10の（２）の場所において行う。

（２）開札をした場合において、落札者がないときは、地方自治法施行令第１６７条の８第４項の規定により再度の入札を行う。再度の入札は、直ちにその場で行う。

なお、再度の入札を行う場合において、14に規定する無効入札をした者は、これに加わることができない。

12　入札保証金

（１）入札保証金の納付

見積金額の１００分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を入札の際に、納付又は提供すること。

（２）入札保証金の免除

次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の１００分の５以上の保険金額とし、入札日以前から令和７年８月２９日までを保険期間とするもの）を締結し、その証書を提出する場合、又は、過去２年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との種類及び規模をほぼ同じくする契約を２件以上誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

イ　アの「規模をほぼ同じくする契約」とは、見積金額の２割に相当する金額より高い金額の契約とする。

ウ　アの「誠実に履行したことを証明する書面」の提出期限は、令和７年８月７日（木）とする。

13　契約保証金

（１）契約保証金の納付

契約金額の１００分の１０以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。

（２）契約保証金の免除

次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の１００分の１０以上の保険金額とし、契約締結の日から令和７年１２月３１日までを保険期間とするもの）を締結し、その証書を提出する場合、又は、過去２年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む）との種類及び規模をほぼ同じくする契約を２件以上誠実に履行したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合。

イ　アの「規模をほぼ同じくする契約」とは、契約金額の２割に相当する金額より高い金額の契約とする。

14　入札の無効

次の入札は無効とする。

（１）金額の記載がない入札

（２）法令又は入札に関する条件に違反している入札

（３）同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

（４）所定の場所及び日時に到達しない入札

（５）入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

（６）入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

（７）金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

（８）入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

15　最低制限価格の有無

無

16　落札者の決定方法等

（１）予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（２）落札となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17　契約書作成の要否

要（別紙様式）

18　その他

（１）入札に参加する者は、参加にあたって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く）を漏らしてはならない。

（２）契約時の提出書類等は次のとおり

ア　課税・免税事業者届

イ　緊急連絡先

ウ　業務履行証明書又は履行保証保険証券（契約保証金納付等が免除される場合）

エ　その他契約書等に規定する書類

（３）契約後における仕様変更の可能性

契約期間中に、仕様変更が生じる可能性もあるため、留意すること（その場合は変更契約などにより対応する。）。